

官報 号外

昭和五十二年十二月二十一日

○第八十四回 衆議院會議録 第二号

昭和五十二年十二月二十一日(水曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

裁判官訴訟委員の予備員辞職の件

裁判官訴訟委員の予備員の選挙

檢察官適格審査会委員の選挙

国土総合開発審議会委員の選挙

九州地方開発審議会委員の選挙

台風常襲地帯対策審議会委員の選挙

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を

求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの

件

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法

律案(第八十三回国会、内閣提出)(参議院送

付)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正

する法律案(第八十三回国会、内閣提出)(参

議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正

する法律案(第八十三回国会、内閣提出)(参

議院送付)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(第

八十三回国会、内閣提出)(参議院送付)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する

法律案(第八十三回国会、内閣提出)(参議院

送付)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する
法律案(第八十三回国会、内閣提出)(参議院
送付)

午後二時五分開議
○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

裁判官訴訟委員の予備員辞職の件

○議長(保利茂君) お諮りいたします。

裁判官訴訟委員の予備員沖本泰幸君から、予備
員を辞職したいとの申し出があります。右申
し出を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よっ
て、許可するに決しました。

裁判官訴訟委員の予備員の選挙

檢察官適格審査会委員の選挙

国土総合開発審議会委員の選挙

九州地方開発審議会委員の選挙

台風常襲地帯対策審議会委員の選挙

○議長(保利茂君) つきましては、裁判官訴訟委

員の予備員の選挙を行うのでありますが、これと

あわせて、檢察官適格審査会委員、国土総合開

発審議会委員、九州地方開発審議会委員及び台風

常襲地帯対策審議会委員の選挙を行います。

○加藤紘一君 各種委員等の選挙は、いずれもそ

の手續を省略して、議長において指名せられ、裁

判官訴訟委員の予備員の職務を行う順序について

は、議長において定められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 加藤紘一君の動議に御異議あ

りませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よっ

て、動議のごとく決しました。

議長は、裁判官訴訟委員の予備員に山田太郎君

を指名いたします。

なお、その職務を行う順序は第四順位といたし

ます。

次に、檢察官適格審査会委員に

平林 剛君 及び 林 孝矩君
を指名いたします。

なお、予備委員広瀬秀吉君は平村剛君の予備委
員とし、予備委員長谷雄幸久君は林孝矩君の予備
委員といたします。

次に、国土総合開発審議会委員に和田耕作君を

指名いたします。

次に、九州地方開発審議会委員に石橋政嗣君を

指名いたします。

次に、台風常襲地帯対策審議会委員に上原康助
君を指名いたします。

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意
を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求める
の件

○議長(保利茂君) お諮りいたします。

内閣から、

中央社会保険医療協議会委員に伊藤善市君及び

高橋正雄君を、

電波監理審議会委員に前田陽一君を

任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいと

の申し出があります。右申し出のとおり同意を与

えるに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よっ

て、いずれも同意を与えるに決しました。

○加藤紘一君 議案上程に関する緊急動議を提出
いたします。

すなわち、この際、参議院送付に係る第八十三

回国会、内閣提出、防衛庁設置法及び自衛隊法の

一部を改正する法律案、一般職の職員の給与に関

する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員

の給与に関する法律の一部を改正する法律案、防

衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右四案

を同時に提出する法律案、右四案

昭和五十一年十二月二十一日 衆議院會議録第二号 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案外三案 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一案 一八

〔正示啓次郎君登壇〕

を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 加藤紘一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第八十三回国会、内閣提出)(参議院送付)

院送付)

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案(第八十三回国会、内閣提出)(参議院送付)

特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案(第八十三回国会、内閣提出)(参議院送付)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(第八十三回国会、内閣提出)(参議院送付)

○議長(保利茂君) 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長正示啓次郎君。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び同報告書
一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○正示啓次郎君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

四法律案は、いずれも前国会において政府より提出され、本院において継続審査となっており、参議院に送付、同院において継続審査となっており、今国会において、一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の二法律案は修正議決、他の二法律案は原案のとおり可決の上、本十二月二十一日本院に送付され、本委員会に付託されたものであります。

各法律案の要旨を申し上げます。

第一に、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案は、自衛官を千八百七人増員し、輸送航空団の編成を改め、第三航空団司令部の所在地を小牧市から三沢市に移転しようとするもので、これらは公布の日から施行することとしております。

第二は、給与三法律案についてであります。

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案は、昨年三月十一日付の二件の人事院勧告及び本年八月九日付の人事院勧告に基づいて、一般職の職員の俸給月額、義務教育等教員特別手当等を改定するほか、当分の間、女子教育公務員等に対し、育児休業給付を支給しようとするものであります。

特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の二法律案は、一般職の職員給与と改定に伴い、特別職の職員及び防衛庁の職員の俸給月額の改定等を行うとするものであります。

これら給与三法律案の実施時期は、いずれも本年四月一日からとしておりましたが、参議院において、育児休業給付の支給の実施を一年繰り上げ、昭和五十一年四月一日からとする内容の修正が行われたのであります。

本委員会におきましては、本日、四法律案について提案理由の説明の聴取を省略し、参議院における二法律案の修正部分について趣旨説明を聴取した後、一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案に対し、日本社会党の木原委員、日本共産党・革新共同の柴田委員より、それぞれ修正案が提出され、趣旨説明を聴取し、採決いたしましたところ、両修正案は賛成多数をもって否決され、四法律案はいずれも賛成多数をもって参議院送付案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) これより採決に入ります。

まず、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本法案の委員長の報告は可決であります。本法案を委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本法案は委員長の報告のとおり可決いたしました。(拍手)

次に、一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本法案の委員長の報告は可決であります。本法案を委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本法案は委員長の報告のとおり可決いたしました。(拍手)

次に、特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本法案の委員長の報告は可決であります。本法案を委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本法案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本法案の委員長の報告は可決であります。本法案を委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本法案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

○加藤紘一君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、参議院送付に係る第八十三回国会、内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 加藤紘一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(第八十三回国会、内閣提出)(参議院送付)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(第八十三回国会、内閣提出)(参議院送付)

○議長(保利茂君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長上村千一郎君。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔上村千一郎君登壇〕

○上村千一郎君 たいま議題となりました両法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

両法律案は、一般の政府職員給与の改善に伴い、裁判官及び檢察官についても、一般の政府職員に準じてその給与を改善しようとするものであります。

その内容は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に、その他の裁判官の報酬並びに檢察官の俸給については、これに対応する一般職の職員の俸給の増額に、おおむね準じて、それぞれこれを増額し、これらの改正を本年四月一日にさかのぼって適用しようとするものであります。

この両法律案は、前国会、本院において可決され、参議院において継続審査となつたものであり、本日、参議院において可決され、本院に送付されたものであります。

当委員会におきましては、本日、質疑、討論もなく、直ちに採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつ

て、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十九分散会

出席國務大臣

法務大臣 瀬戸山三男君
厚生大臣 小沢辰男君
郵政大臣 服部安司君
國務大臣 稻村佐四郎君
國務大臣 金丸信君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る十九日、本院は中央更生保護審査会委員に藤井恵君及び武田喜代子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(要求書受領)

一、今二十一日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に伊藤善市君及び高橋正雄君を任命したいので、社会保険審議会及び社会保険医療協議会第十五条第五項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十一日、内閣から、電波監理審議会委員に前田陽一君を任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(政府委員承認)

一、去る十九日、保利議長は、福田内閣総理大臣申し出の、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房副長官 森喜朗
同 道正邦彦

内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長 清水 汪

内閣官房内閣調査室長 下稻葉耕吉

内閣法制局長官 真田 秀夫

内閣法制局次長 角田礼次郎

内閣法制局総務主幹 工藤 敦夫

内閣法制局第一部長 茂田 俊

内閣法制局第二部長 味村 治

内閣法制局第三部長 前田 正道

内閣法制局第四部長 別府 正夫

国防会議事務局局長 久保 卓也

人事院総裁 藤井 貞夫

人事官 加藤 六美

人事院事務総局管理局局長 愛川 重義

人事院事務総局任用局長 長橋 進

人事院事務総局給与局長 今村 久明

人事院事務総局職員局長 角野幸三郎

人事院事務総局職員局長 金井 八郎

総理府総務副長官 越智 通雄

同 秋山 進

内閣総理大臣官房兼内閣参事官 京須 実

内閣総理大臣官房兼内閣参事官 室城 庸之

内閣総理大臣官房管理室長 島村 史郎

内閣総理大臣官房管理室長 藤井 良二

内閣総理大臣官房管理室長 川村 皓章

総理府賞勲局長 秋富 公正

総理府恩給局長 菅野 弘夫

総理府統計局長 古岡 邦夫

社会保障制度審議会事務局局長 竹内 嘉巳

青少年対策本部次長 松浦泰次郎

日本学術会議事務局局長 田中 金次

公正取引委員会委員長 橋口 収

公正取引委員会委員長 戸田 嘉徳

公正取引委員会委員長 妹尾 明

公正取引委員会委員長 長谷川 古

公正取引委員会委員長 長谷川 古

公正取引委員会委員長 長谷川 古

公正取引委員会委員長 長谷川 古

公正取引委員会事務局調査部長 野上 正人

警察庁長官官房長官 浅沼清太郎

警察庁長官官房長官 山田 英雄

警察庁長官官房長官 大高 時男

警察庁長官官房長官 国島 文彦

警察庁長官官房長官 鈴木 貞敏

警察庁長官官房長官 杉原 正

警察庁長官官房長官 三井 脩

警察庁長官官房長官 小澤 文雄

警察庁長官官房長官 佐々 成美

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

警察庁長官官房長官 富田 朝彦

昭和五十二年十二月二十一日 衆議院會議録第二号 朗読を省略した議長の報告

経済企画庁調整局長	宮崎 勇	法務省保護局長	常井 善	国税庁徴収部長	西野 襄一	食糧庁長官	大河原太一郎
経済企画庁国民生活局長	井川 博	法務省訟務局長	荻田 速夫	国税庁調査課部長	藤仲 貞一	食糧庁次長	戸塚 金郎
経済企画庁物産局長	藤井 直樹	法務省人権擁護局長	鬼塚賢太郎	文部政務次官	近藤 鉄雄	林野庁長官	藍原 義邦
経済企画庁総合計画局長	喜多村治雄	法務省入国管理局長	吉田 長雄	文部大臣官房長	宮地 貫一	林野庁次長	小笠原正男
経済企画庁調査局長	岩田 幸基	公安調査庁長官	山室 章	文部大臣官房會計課長	西崎 清久	水産庁長官	岡安 誠
科学技術政務次官	上條 勝久	公安調査庁次長	鎌田 好夫	文部省初等中等教育局長	諸澤 正道	水産庁次長	恩田 幸雄
科学技術庁長官官房長	半澤 治雄	外務政務次官	愛野興一郎	文部省大学局長	佐野文一郎	通商産業政務次官	野中 英二
科学技術庁長官官房會計課長	劍持 浩裕	外務大臣官房長	松永 信雄	文部省学術國際局長	井内慶次郎	同	同
科学技術庁研究調整局長	大澤 弘之	外務大臣官房會計課長	後藤 利雄	文部省社会教育局長	望月哲太郎	通商産業大臣官房長	宮本 四郎
科学技術庁振興局長	園山 重道	外務省アジア局長	中江 要介	文部省体育局長	柳川 覺治	通商産業省通商政策局長	矢野俊比古
科学技術庁原子力局長	杉浦 博	外務省アメリカ局長	中島敏次郎	文部省管理官	三角 哲生	通商産業省貿易局長	西山敬次郎
科学技術庁原子力安全局長	山野 正登	外務省中近東アフリカ局長	加賀美秀夫	文化庁長官	大丸 直	通商産業省立地公署局長	濃野 滋
環境政務次官	大鷹 淑子	外務省經濟協力局長	本野 盛幸	厚生政務次官	吉久 勝美	通商産業省機械情報産業局長	天谷 直弘
環境庁長官官房長	金子 太郎	外務省經濟協力局長	菊地 清一	厚生大臣官房長	山下 眞臣	通商産業省基礎産業局長	森山 信吾
環境庁企畫調整局長	高橋 盛雄	外務省条約局長	大森 誠一	厚生大臣官房會計課長	持永 和見	通商産業省生活産業局長	藤原 一郎
環境庁自然保護局長	信澤 清	外務省國際連合局長	大川 美雄	厚生省公衆衛生局長	松浦十四郎	通商産業省工業技術院長	窪田 雅男
環境庁大気保全局長	出原 孝夫	外務省情報文化局長	柳谷 謙介	厚生省環境衛生局長	山中和	資源エネルギー庁長官	橋本 利一
環境庁水質保全局長	橋本 道夫	大藏政務次官	稻村 利幸	厚生省医療局長	佐分利輝彦	資源エネルギー庁次長	大永 勇作
沖繩開發政務次官	二瓶 博	同	井上 吉夫	厚生省児童家庭局長	上村 徹雄	資源エネルギー庁石油部長	古田 徳昌
沖繩開發庁總務局長	佐藤 信二	大藏大臣官房長	佐上 武弘	厚生省年金局長	石野 清治	資源エネルギー庁石炭部長	宮本 二郎
沖繩開發庁總務局會計課長	龜谷 禮次	大藏大臣官房會計課長	村上 哲朗	厚生省省民局長	入木 哲夫	資源エネルギー庁石炭部長	服部 典徳
沖繩開發庁振興局長	永瀬 徳一	大藏大臣官房日本	大槻 章雄	厚生省省民局長	木暮 保成	特許庁長官	熊谷 善二
国土政務次官	美野輪俊三	大藏省主計局長	長岡 實	厚生省医療局長	河野 義男	特許庁特許技監	城下 武文
国土庁長官官房長	丹羽 久章	同	松下 康雄	社会保険庁医療保險部長	岡田 達雄	特許庁審査第一部長	小林 慶基
国土庁長官官房會計課長	河野 正三	同	山口 光秀	社会保険庁年金保險部長	岡田 達雄	中小企業庁長官	岸田 文武
国土庁計画・調整局長	佐藤 毅三	大藏省主税局長	禿河 徹映	農林大臣官房長	初村滝一郎	中小企業庁次長	岸田 文武
国土庁土地局長	福島 量一	大藏省關稅局長	大倉 眞隆	農林大臣官房予算課長	澤邊 守	中小企業庁計画部長	児玉 清隆
国土庁水資源局長	山岡 一男	大藏省理財局長	戸塚 岩夫	農林大臣官房經理課長	石川 弘	中小企業庁指導部長	小松 國男
国土庁都市圈整備局長	飯塚 敏夫	大藏省証券局長	田中 敬	農林省農林經濟局長	石川 博厚	中小企業庁小規模企業部長	豊永 恵哉
国土庁地方振興局長	國塚 武平	大藏省銀行局長	山内 宏	農林省農産園芸局長	今村 宣夫	運輸政務次官	井村 功
法務政務次官	土屋 佳昭	大藏省國際金融局長	徳田 博美	農林省農産流通局長	森 整治	運輸大臣官房長	三塚 博
法務大臣官房長	青木 正久	国税庁長官	弘昌	農林省畜産局長	堀川 春彦	運輸大臣官房會計課長	山上 孝史
法務大臣官房會計課長	前田 宏	国税庁次長	磯邊 律男	農林省食品流通局長	大場 敏彦	運輸省海運局長	西村 英一
法務省民事局長	枇杷田泰助	国税庁直稅部長	谷口 昇	農林省水産技術會議事務局長	杉山 克己	運輸省船舶局長	後藤 茂也
法務省刑事局長	香川 保一	国税庁間稅部長	水口 昭		松本 作衛		謝敷 宗登
法務省矯正局長	伊藤 榮樹		矢島錦一郎				
	石原 一彦						

昭和五十二年十二月二十一日 衆議院會議録第二号 朗読を省略した議長の報告

運輸省船員局長	高橋 英雄	自治大臣官房會計課長	中野 晟	農林水産委員	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
運輸省港灣局長	大久保喜市	自治省行政局長	近藤 隆之	理事 渡部 一郎君 (理事中川嘉美君去る十日理事辞任につきその補欠)	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
運輸省鉄道監督局長	住田 正二	自治省財政局長	山本 悟	(常任委員辞任及び補欠選任)	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
運輸省自動車局長	中村 四郎	自治省税務局長	森岡 敏	一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
運輸省航空局長	高橋 寿夫	消防庁長官	林 忠雄	内閣委員	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
海上保安庁長官	高橋 泰彦	消防庁次長	田中 和夫	予算委員	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
海上保安庁次長	向井 清			一、去る十九日、福田内閣総理大臣から保利議長あて、十九日議長において承認した森喜朗外二百六十四名(川村皓章及び橋口収を除く)を同日第八十四回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
高等海難審判庁長官	柳沢 厚			外務委員	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
氣象庁長官	有住 直介			一、昨二十日、召集に応じた議員は次のとおりである。	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
氣象庁次長	人見 敏正			北海道	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
郵政大臣官房長	宮崎 茂一			第一区選出	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
郵政大臣官房電氣通信監理官	河野 弘			第二区選出	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
郵政省郵務局長	神保 健二			第五区選出	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
郵政省貯金局長	神山 文男			本名 武君	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
郵政省簡易保険局長	高仲 優			岩手県第二区選出	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
郵政省電波監理局長	佐藤 昭一			秋田県	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
郵政省電波監理局長	平野 正雄			第一区選出	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
郵政省人事局長	守住 有信			第二区選出	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
郵政省経理局長	浅尾 宏			栃木県第一区選出	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
労働大臣官房長	向山 一人			富山県第一区選出	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
労働大臣官房會計課長	石井 甲二			三重県第一区選出	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
労働省労働局長	加藤 孝			京都府第一区選出	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
労働省労働基準局長	北川 俊夫			島根県選出	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
労働省労働基準局長	桑原 敬一			古原 米治君	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
労働省労働基準局長	森山 真弓			徳島県選出	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
労働省職業安定局長	細野 正			一、今二十一日、召集に応じた議員は次のとおりである。	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
労働省職業訓練局長	岩崎 隆造			埼玉県第三区選出	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
建設大臣官房長	塚田 徹			岐阜県第二区選出	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
建設大臣官房會計課長	栗屋 敏信			静岡県第二区選出	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
建設省計画局長	加瀬 正蔵			(理事補欠選任)	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
建設省都市局長	大富 宏			一、去る十九日、外務委員会において、次のとおり	高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
建設省河川局長	小林 幸雄				高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
建設省道路局長	榊野 康行				高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
建設省住宅局長	浅井新一郎				高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
自治政務次官	救仁郷 齊				高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
自治大臣官房長	染谷 誠				高田 富之君	補欠	芳賀 貢君
	石見 隆三				高田 富之君	補欠	芳賀 貢君

昭和五十二年十二月二十一日 衆議院會議録第二号 朗読を省略した議長の報告

二二

公職選挙法改正に関する調査特別委員

足立 篤郎君

奥野 誠亮君

内海 英男君

木村 俊夫君

川崎 秀二君

小泉純一郎君

久野 忠治君

渡海元三郎君

笹山茂太郎君

葉梨 信行君

丹羽喬四郎君

松野 頼三君

増岡 博之君

佐藤 樹樹君

小川 国彦君

広瀬 秀吉君

梅野 泰二君

山田 芳治君

山口 鶴男君

二見 伸明君

林 孝矩君

西田 八郎君

正木 良明君

小林 正巳君

安藤 巖君

科学技術振興対策特別委員

伊藤宗一郎君

宇野 宗佑君

大石 千八君

木野 晴夫君

小宮山重四郎君

佐々木義武君

佐藤 文生君

玉沢徳一郎君

塚原 俊平君

中村 弘海君

原田昇左右君

与謝野 馨君

渡辺 栄一君

安島 友義君

石野 久男君

上坂 昇君

田畑政一郎君

馬場猪太郎君

日野 市朗君

近江已記夫君

岡本 富夫君

貝沼 次郎君

小宮 武喜君

瀬崎 博義君

中馬 弘毅君

藏内 修治君

大坪健一郎君

白濱 仁吉君

篠田 弘作君

楠橋 進君

田中 六助君

米沢 隆君

野田 毅君

藤田 義光君

三池 信君

三原 朝雄君

公害対策並びに環境保全特別委員

相沢 英之君

高村 坂彦君

登坂重次郎君

永田 亮一君

萩原 幸雄君

福岡 謙二君

山崎武三郎君

久保 等君

土井たか子君

水田 稔君

坂口 力君

中井 治君

工藤 晃君

愛知 和男君

小此木三郎君

鹿野 道彦君

島村 宜伸君

中西 啓介君

平泉 渉君

湯川 宏君

鈴木 強君

西宮 弘君

美濃 政市君

中川 嘉美君

依田 実君

交通安全対策特別委員

井上 裕君

石川 要三君

沖繩及び北方問題に関する特別委員

有馬 元治君

川田 正則君

國場 幸昌君

住 榮作君

西銘 順治君

本名 武君

村田敬次郎君

加藤 万吉君

木島喜兵衛君

安井 吉典君

斎藤 実君

竹本 孫一君

甘利 正君

佐藤 文生君

野田 毅君

浜田 幸一君

原田昇左右君

松永 光君

武藤 嘉文君

保岡 興治君

渡部 恒三君

大出 俊君

坂本 恭一君

横路 孝弘君

石橋 一弥君

瓦 力君

左藤 恵君

玉生 孝久君

中村 弘海君

水平 豊彦君

太田 一夫君

後藤 茂君

吉原 米治君

沖本 泰幸君

青山 丘君

伊藤 公介君

石原慎太郎君

熊谷 義雄君

篠田 弘作君

中尾 栄一君

橋口 隆君

村上 茂利君

上原 康助君

河上 民雄君

島田 琢郎君

市川 雄一君

玉城 栄一君

瀬長亀次郎君

ロッキード問題に関する調査特別委員

池田 克也君

坂井 弘一君

大内 啓伍君

正森 成二君

佐藤 守良君

中村喜四郎君

野田 毅君

井上 泉君

岡田 哲児君

野坂 浩賢君

新井 彬之君

草野 威君

寺前 巖君

科学技術振興対策特別委員

久保 等君

公害対策特別委員

美濃 政市君

交通安全対策特別委員

沖本 泰幸君

沖繩及び北方問題に関する特別委員

竹本 孫一君

ロッキード問題に関する調査特別委員

原 健三郎君

(理事互選)

天野 光晴君

志賀 節君

矢山 有作君

広沢 直樹君

神田 厚君

公職選挙法改正に関する調査特別委員

奥野 誠亮君

小泉純一郎君

梅野 泰二君

久野 忠治君

葉梨 信行君

山田 芳治君

西田 八郎君

科学技術振興対策特別委員

木野 晴夫君

小宮山重四郎君

佐々木義武君	中村 弘海君
石野 久男君	日野 市朗君
貝沼 次郎君	小宮 武喜君
公書対策並びに環境保全特別委員会	
理事	
相沢 英之君	池田 行彦君
登坂重次郎君	林 義郎君
土井たか子君	水田 稔君
古寺 宏君	中井 治君
物価問題等に対する特別委員会	
理事	
小此木三郎君	加藤 紘一君
片岡 清一君	平泉 渉君
金子 みつ君	武部 文君
中川 嘉美君	米沢 隆君
交通安全対策特別委員会	
理事	
加藤 六月君	左藤 恵君
佐藤 守良君	中村 弘海君
井上 泉君	太田 一夫君
新井 彬之君	青山 丘君
沖縄及び北方問題に関する特別委員会	
理事	
國場 幸昌君	西銘 順治君
本名 武君	村田敬次郎君
上原 康助君	加藤 万吉君
斎藤 実君	
ロッキード問題に関する調査特別委員会	
理事	
堀崎 潤君	増田甲子七君
箕輪 登君	武藤 嘉文君
小林 進君	横路 孝弘君
坂井 弘一君	大内 啓伍君
(特別委員昇任及び補欠選任)	
一、去る十九日、議長において、次のとおり特別委員の昇任を許可し、その補欠を指名した。	
石炭対策特別委員	
昇任	補欠
中川 秀直君	大成 正雄君

大成 正雄君 中川 秀直君

(議案受領)

一、今二十一日、参議院から受領した同院継続審査案は次のとおりである。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、今二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第八十三回国会開法第一号)(参議院送付)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(第八十三回国会開法第四号)(参議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(第八十三回国会開法第五号)(参議院送付)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(第八十三回国会開法第六号)(参議院送付)

以上四件 内閣委員会 付託

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(第八十三回国会開法第七号)(参議院送付)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(第八十三回国会開法第八号)(参議院送付)

以上三件 法務委員会 付託

(条約送付)

一、去る十九日、参議院に送付した条約は次のとおりである。

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十九日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国際情勢に関する事項

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十二年十二月十九日

衆議院議長 保利 茂殿

外務委員長 竹内 黎一

一、調査する事項

一、通信行政に関する事項

二、郵政事業に関する事項

三、郵政監察に関する事項

四、電気通信に関する事項

五、電波監視及び放送に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十二年十二月十九日

衆議院議長 保利 茂殿

通信委員長 松本 七郎

(質問書提出)

一、昨二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国立大学構内におけるテロ・暴力追放に関する質問主意書(加地和君提出)

輸入牛肉の流通経路の適正化と国民へ安価な牛肉を供給することに関する質問主意書(浦井洋君提出)

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第八十三回国会内閣提出衆議院送付)

本院において継続審査をした右の案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条の四により送付する。

昭和五十二年十二月二十一日

衆議院議長 保利 茂殿

参議院議長 安井 謙

昭和五十二年十二月二十一日 衆議院会議録第二号 朗読を省略した議長報告 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十二年十二月二十一日 衆議院會議録第二号

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び同報告書 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

二四

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七條中「四万三千三百八十八人」を「四万二千二百七十八人」に、「四万四千五百七十五人」を「四万五千四百九十二人」に、「二十六万六千四百十六人」を「二十六万七千八百五十三人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「航空団」を「輸送航空団」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 輸送航空団は、輸送航空団司令部及び輸送航空隊から成る。

第二十条の六第二項を次のように改める。

2 飛行教育集団に属する航空団の航空団司令は、飛行教育集団司令官の、航空方面隊に属する航空団の航空団司令は、航空方面隊司令官の指揮監督を受け、航空団の職務を統括する。

第二十条の八中「航空団」の下に、「輸送航空団」を加え、同条を第二十条の九とし、第二十条の七を第二十条の八とし、第二十条の六の次に次の一項を加える。

(輸送航空団司令)

第二十条の七 輸送航空団の長は、輸送航空団司令とする。

2 輸送航空団司令は、長官の指揮監督を受け、輸送航空団の職務を統括する。

第二十一条第一項中「航空団」の下に、「輸送航空団」を、「航空団司令部」の下に、「輸送航空団司令部」を加える。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第十三条関係)」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十九条関係)」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第二十一条関係)」に、「小牧市」を「三沢市」に改める。

附則

この法律中、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は昭和五十三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第八十三回国会法律第一号、参議院交付)に関する報告書

議案の要旨及び目的

一 本法案は、自衛隊の任務遂行の円滑を図るため、防衛庁設置法及び自衛隊法を改正しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 防衛庁設置法の一部改正

自衛官の定数を一、八〇七人増員して、二六七、八五三人に改めること。

内訳

陸上自衛官 一八〇、〇〇〇人(増減なし)

海上自衛官 四二、二七八人(増員八九〇人)

(増員分は、艦艇、航空機の就役等に伴う要員)

航空自衛官 四五、四九二人(増員九一七人)

(増員分は、航空機の就役等に伴う要員)

統合幕僚会議の自衛官 八三人(増減なし)

合計

二六七、八五三人

2 自衛隊法の一部改正

(1) 航空自衛隊の輸送航空団の編成を航空団の編成と区分し、輸送航空団司令部及び輸送航空隊から成る編成に改めること。

(2) 航空自衛隊第三航空団司令部の所在地を小牧市から三沢市に移すこと。

なお、この法律は、1については公布の日から、2については昭和五十三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本法案は、我が国の防衛をより効率的に処理し、現下の諸情勢に対処するため、適当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本法案施行に要する経費

本法案施行に要する経費として、約三億五千二百万円が昭和五十二年一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和五十二年十二月二十一日

衆議院議長 保利 茂殿

内閣委員長 正示啓次郎

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(第八十三回国会内閣提出衆議院送付)

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条の四により送付する。

昭和五十二年十二月二十一日

衆議院議長 保利 茂殿

参議院議長 安井 謙

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項第一号中「十五万円」を「十六万円」に改め、同項第二号中「三万二千五百円」を「三万四千円」に改める。

第十一条第三項中「七千円」を「八千円」に、「二千二百円」を「二千三百円」に、「四千五百円」を「五千円」に改める。

第十二条の六第一項第一号中「五千円」を「六千円」に改め、同条第二項第一号中「一万二千円」を「一万三千五百円」に、「五千円」を「六千円」に、「三千五百円」を「五千円」に、「七千円」を「七千五百円」に改める。

第十二条第二項第一号中「一万二千五百円」を「一万四千円」に、「千五百円」を「二千円」に改め、同項第二号中「千七百円」を「二千円」に、「三千円」を「三千四百円」に、「三千三百円」を「三千八百円」に、「四千六百円」を「五千三百円」に改め、同項第三号中「一万二千五百円」を「一万四千円」に、「千五百円」を「二千円」に改める。

第十九条の二第二項中「人事院規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、」を「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあっては、」と改め、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、」と改める。

「人事院規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、」を「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあっては、」と改め、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、」と改める。

「人事院規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、」を「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあっては、」と改め、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、」と改める。

「人事院規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、」を「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあっては、」と改め、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、」と改める。

「人事院規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、」を「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあっては、」と改め、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、」と改める。

「人事院規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、」を「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあっては、」と改め、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、」と改める。

業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、」を「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあっては、」と改め、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、」と改める。

第十九条の五第二項中「一万円」を「一万五千二百円」に改める。

第二十二條第一項中「一万八千円」を「一万九千六百円」に改める。

附則第七項から第九項までを次のように改める。

7 当分の間、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第三條第二項の規定に基づく育児休業の許可を受けた職員により、育児休業の期間(同法第五條第四項の規定により、育児休業の許可の効力が停止されている期間を除く)中、育児休業給付を支給する。

8 育児休業給付の月額は、俸給の月額に、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第百条第二項(地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百五十二号)の適用を受ける職員にあっては、同法第百四十四條第二項)の規定に基づき定められた割合を乗じて得た額を合計した額とする。

9 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第三條第一項の教職調整額を支給される職員に係る前項の規定の適用については、同項の俸給には当該教職調整額が含まれるものとする。

附則に次の二項を加える。

10 前三項に規定するものは、育児休業給付の支給に必要事項は、人事院規則で定める。

11 職員に育児休業給付が支給される間、第五條第一項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び育児休業給付」とする。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表(第六関係)

イ 行政職俸給表(一)

号 俸	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
1	251,400	193,900	172,100	145,600	122,000	100,400	88,000	72,800
2	262,500	202,000	178,900	151,800	127,400	110,500	95,900	74,900
3	273,600	210,300	185,800	158,100	132,900	115,700	100,400	77,100
4	284,800	218,900	192,700	164,400	138,700	120,800	104,800	79,300
5	296,000	227,500	199,700	170,700	144,500	125,900	108,800	82,100
6	307,100	236,200	206,900	177,200	150,300	131,000	112,800	85,000
7	318,200	244,900	214,100	183,900	156,000	136,000	116,600	88,000
8	329,400	253,600	221,300	190,700	161,700	140,500	120,200	90,500
9	340,600	262,300	228,500	197,600	167,400	144,900	123,700	92,900
10	351,800	271,000	235,900	204,500	173,200	149,300	128,900	95,800
11	363,000	279,300	243,100	211,300	178,900	153,600	130,100	97,500
12	364,100	287,500	250,300	218,100	184,600	157,900	133,200	99,700
13	372,200	295,300	257,400	224,900	190,200	161,800	135,900	101,900
14	377,300	301,400	264,500	231,400	195,600	165,600	138,600	104,100
15	382,800	307,500	270,100	237,900	200,600	169,300	141,200	106,200
16		311,800	276,600	242,900	205,500	172,900	143,700	107,800
17			279,500	247,900	208,000	176,000	146,100	
18			283,300	251,500	212,300	179,000	148,100	
19			287,100	255,100	215,400	181,300		
20				258,700	217,300	183,600		
21				262,300	220,300	185,800		
22					222,700	188,000		
23								
24								

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

号 俸	特1 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
1	142,900	120,300	99,700	89,300	73,300	65,600
2	147,700	125,100	103,800	92,700	75,500	67,500
3	152,500	129,500	108,000	96,100	77,800	69,400
4	157,600	133,900	112,200	99,700	80,100	71,300
5	162,800	138,400	116,500	103,800	82,900	73,300
6	168,200	142,900	120,800	107,000	85,900	75,400
7	173,700	147,400	124,900	110,600	89,800	77,600
8	179,300	151,900	128,900	114,300	92,700	79,800
9	185,000	156,400	133,000	117,900	96,000	82,500
10	190,700	160,500	137,100	121,500	99,300	85,400
11	196,400	164,500	140,700	125,200	102,600	88,400
12	202,100	168,500	144,300	128,700	105,900	91,400
13	207,800	172,500	147,900	132,200	109,000	94,200
14	213,500	176,500	151,400	135,600	112,100	97,000
15	218,400	180,500	155,000	138,900	114,700	99,600
16	223,300	184,400	158,600	141,900	117,200	102,200
17	228,100	188,300	162,200	144,800	119,500	104,800
18	232,900	192,200	165,800	147,700	121,800	106,800
19	237,700	196,000	169,200	150,200	124,100	108,800
20	242,200	199,800	172,200	152,600	126,200	110,700
21	246,200	203,600	175,000	154,600	128,300	112,600
22	250,200	207,300	177,300	156,600	130,100	114,500
23	254,200	210,600	179,600	158,600	132,000	116,400
24	257,400	213,900	181,600	160,500	133,900	118,300
25		216,300	183,600	162,400	135,700	120,200
26			185,600			122,000
27						123,800
28						125,600
29						127,300

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の片務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表 (第六条関係)

号	俸	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
1	俸給月額	262,800	218,900	—	—	—	—	—	—	—
2	俸給月額	271,600	227,500	204,300	190,300	164,200	139,200	120,600	103,700	80,500
3	俸給月額	280,400	236,200	211,600	197,300	170,300	145,100	125,900	108,200	83,400
4	俸給月額	289,200	244,900	218,900	204,300	176,500	151,000	131,200	112,700	86,400
5	俸給月額	298,100	253,600	226,400	211,500	183,400	157,000	136,500	116,900	89,800
6	俸給月額	307,100	262,300	238,900	218,700	190,300	163,000	141,600	120,500	93,200
7	俸給月額	316,200	271,000	241,400	226,000	197,300	169,000	146,500	123,800	96,700
8	俸給月額	329,400	278,600	248,900	233,300	204,300	175,100	150,900	127,000	98,700
9	俸給月額	340,600	286,200	256,200	240,600	211,400	181,200	155,300	130,000	101,800
10	俸給月額	351,800	293,600	263,600	248,000	218,600	187,200	159,500	133,000	103,800
11	俸給月額	360,000	301,000	271,000	255,400	225,800	193,200	163,700	136,000	105,700
12	俸給月額	366,100	308,500	278,400	262,800	232,900	199,200	167,700	139,000	107,600
13	俸給月額	372,200	315,900	285,800	270,100	240,000	205,200	171,700	142,000	109,500
14	俸給月額	377,800	323,300	293,200	277,400	247,100	209,900	175,400	144,800	111,400
15	俸給月額	382,600	330,700	300,600	284,500	254,200	214,000	178,500	146,900	113,000
16	俸給月額	—	338,100	307,500	290,900	261,300	218,100	181,600	—	—
17	俸給月額	—	342,500	314,300	296,700	266,500	222,000	183,800	—	—
18	俸給月額	—	—	318,400	300,600	271,700	225,100	—	—	—
19	俸給月額	—	—	322,500	304,400	276,500	228,100	—	—	—
20	俸給月額	—	—	—	308,200	280,100	230,500	—	—	—
21	俸給月額	—	—	—	—	283,700	232,900	—	—	—
22	俸給月額	—	—	—	—	—	287,300	—	—	—

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表 (第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

号	俸	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
1	俸給月額	262,800	218,900	—	—	—	—	—	—	—
2	俸給月額	271,600	227,500	204,300	190,300	164,200	138,000	106,500	92,500	83,900
3	俸給月額	280,400	236,200	211,600	197,300	170,300	138,700	111,800	96,800	86,900
4	俸給月額	289,200	244,900	218,900	204,300	176,500	139,600	117,100	100,900	90,100
5	俸給月額	298,100	253,600	226,400	211,500	183,400	145,500	122,400	106,000	93,800
6	俸給月額	307,100	262,300	233,900	218,700	190,300	151,500	127,700	111,100	96,600
7	俸給月額	316,200	271,000	241,400	226,000	197,300	157,600	132,900	116,100	100,600
8	俸給月額	329,400	278,600	248,900	233,300	204,300	163,800	138,100	121,100	105,400
9	俸給月額	340,600	286,200	256,200	240,600	211,400	169,600	143,400	126,000	110,300
10	俸給月額	351,800	293,600	263,600	248,000	218,600	175,700	148,700	130,900	115,100
11	俸給月額	360,000	301,000	271,000	255,400	225,800	181,800	153,900	135,900	120,000
12	俸給月額	366,100	308,500	278,400	262,800	232,900	187,800	159,100	140,900	124,800
13	俸給月額	372,200	315,900	285,800	270,100	240,000	193,800	164,400	145,800	129,600
14	俸給月額	377,800	323,300	293,200	277,400	247,100	199,800	169,700	150,700	134,500
15	俸給月額	382,600	330,700	300,600	284,500	254,200	205,800	175,000	155,700	139,400
16	俸給月額	—	338,100	307,500	290,900	261,300	211,700	180,300	160,700	144,200
17	俸給月額	—	342,500	314,300	296,700	266,500	217,400	185,700	165,700	149,000
18	俸給月額	—	—	318,400	300,600	271,700	223,100	191,100	170,700	153,700
19	俸給月額	—	—	322,500	304,400	276,500	228,500	196,600	175,800	158,400
20	俸給月額	—	—	—	308,200	280,100	233,100	202,100	180,900	163,100
21	俸給月額	—	—	—	—	283,700	238,100	207,600	186,000	167,800
22	俸給月額	—	—	—	—	—	242,700	213,000	191,100	172,500
23	俸給月額	—	—	—	—	—	247,300	218,400	196,200	177,200
24	俸給月額	—	—	—	—	—	251,900	223,400	201,300	181,900
25	俸給月額	—	—	—	—	—	254,900	228,000	206,300	186,600
26	俸給月額	—	—	—	—	—	257,900	232,600	211,300	191,300
27	俸給月額	—	—	—	—	—	260,900	237,200	215,800	196,000
28	俸給月額	—	—	—	—	—	263,900	241,800	220,300	200,700
29	俸給月額	—	—	—	—	—	266,900	244,800	224,700	205,400
30	俸給月額	—	—	—	—	—	—	247,800	229,000	209,200
31	俸給月額	—	—	—	—	—	—	250,800	233,200	213,100
32	俸給月額	—	—	—	—	—	—	253,700	235,900	216,900
33	俸給月額	—	—	—	—	—	—	256,600	238,600	220,700
34	俸給月額	—	—	—	—	—	—	—	—	223,300

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

号 俸	特1等級 俸給月額	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	特3等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額	7等級 俸給月額
1	262,800	218,900	—	—	—	—	115,400	99,200	—
2	271,600	227,500	204,300	190,300	164,200	138,200	120,600	103,700	80,500
3	280,400	236,200	211,600	197,300	170,300	145,100	125,900	108,200	83,400
4	289,200	244,900	218,900	204,300	176,500	151,000	131,200	112,700	86,600
5	298,100	253,600	226,400	211,500	183,400	157,000	136,500	116,800	90,300
6	307,100	262,300	233,900	218,700	190,300	163,000	141,600	121,000	94,100
7	318,200	271,000	241,400	226,000	197,300	169,000	146,500	125,000	98,000
8	329,400	278,600	248,800	233,300	204,300	175,100	151,100	129,000	101,300
9	340,600	286,200	256,200	240,600	211,400	181,200	155,700	133,000	104,500
10	351,800	293,800	263,600	248,000	218,600	187,200	160,300	136,800	107,600
11	360,000	301,000	271,000	255,400	225,800	193,200	164,900	140,600	110,600
12	366,100	308,500	278,400	262,800	232,900	199,200	169,300	144,400	113,600
13	372,200	315,900	285,800	270,100	240,000	205,200	173,700	148,200	116,600
14	377,800	323,300	293,200	277,400	247,100	210,300	178,000	152,000	119,500
15	382,600	330,700	300,600	284,500	254,200	214,500	182,200	155,800	122,400
16	—	338,100	307,500	290,800	261,300	218,600	185,900	159,500	125,300
17	—	342,500	314,300	296,700	266,500	222,500	189,400	162,700	128,200
18	—	—	318,400	300,600	271,700	225,600	192,500	165,900	131,100
19	—	—	322,500	304,400	276,500	228,600	195,600	168,000	133,800
20	—	—	—	308,200	280,100	231,100	197,800	—	136,500
21	—	—	—	—	283,700	233,500	200,000	—	139,100
22	—	—	—	—	287,300	235,800	202,200	—	141,100
23	—	—	—	—	—	—	204,400	—	—

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

号 俸	特1等級 俸給月額	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額
1	249,400	204,000	166,900	138,700	109,900	—
2	258,900	213,000	174,200	145,300	115,100	85,900
3	268,400	222,200	181,500	151,900	120,500	89,500
4	277,900	231,400	188,800	158,500	125,900	94,400
5	287,400	240,300	196,100	165,100	131,400	99,400
6	296,900	249,000	203,400	171,500	136,900	104,400
7	306,400	257,700	210,700	177,800	142,300	109,300
8	315,800	266,400	217,800	184,000	147,800	113,600
9	325,200	275,000	224,900	190,000	152,200	117,900
10	333,400	283,600	231,400	196,000	157,100	121,900
11	341,600	292,100	237,900	201,700	161,600	125,800
12	348,200	300,100	244,400	207,400	166,100	128,900
13	354,800	308,100	250,900	213,000	170,400	131,900
14	361,400	315,100	256,900	218,600	174,700	134,800
15	366,800	322,000	262,800	224,200	178,900	137,700
16	372,200	328,800	268,800	229,800	183,100	140,700
17	376,800	334,600	274,200	235,200	187,300	143,600
18	—	340,200	278,800	240,400	190,600	146,500
19	—	344,300	282,500	243,800	—	149,400
20	—	—	286,200	247,200	—	151,500
21	—	—	289,900	—	—	—

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

号俸	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	164,500	133,000	109,800	90,700	74,400
2	169,700	138,200	114,000	94,200	76,400
3	175,000	143,500	118,200	98,000	78,700
4	180,800	148,800	122,700	101,800	81,100
5	185,600	154,100	127,700	105,700	84,100
6	191,200	159,400	132,900	109,600	87,200
7	196,800	164,500	138,100	113,500	90,400
8	202,800	169,100	143,300	117,400	93,900
9	208,800	173,600	148,500	121,400	97,500
10	214,800	178,000	153,700	125,800	101,300
11	220,900	182,400	158,800	130,200	105,100
12	227,000	186,700	163,600	134,600	108,900
13	233,000	191,000	167,100	139,000	112,800
14	239,000	195,400	171,100	143,300	116,700
15	244,200	199,800	175,100	147,400	120,500
16	249,300	204,000	179,100	151,500	124,300
17	254,300	208,200	182,900	155,600	128,100
18	259,300	212,400	186,600	159,600	131,900
19	264,300	216,500	189,900	163,500	135,600
20	269,300	220,500	193,200	167,700	139,200
21	273,500	224,500	196,000	169,900	141,900
22	277,700	227,400	198,700	172,700	144,500
23	281,900	230,300	201,800	175,400	146,500
24	285,300	233,200	203,500	177,900	
25			205,700	180,000	
26			207,900		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表一の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表(第六系関係)

イ 教育職俸給表(一)

号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	138,400	102,400	84,600
2	—	161,100	144,700	108,300	88,200
3	207,400	168,400	151,000	114,300	92,000
4	215,600	175,700	157,300	120,300	96,400
5	223,900	183,000	164,100	126,300	100,900
6	232,500	190,300	170,900	132,300	105,700
7	241,100	197,600	177,700	138,400	110,600
8	249,700	205,000	184,500	144,600	116,200
9	258,300	212,400	191,300	150,800	121,900
10	266,900	219,800	198,100	157,100	127,700
11	275,800	227,200	204,900	163,400	133,500
12	284,800	234,200	211,700	169,700	139,100
13	293,100	240,800	218,500	176,000	144,500
14	301,900	247,400	225,300	181,400	149,600
15	310,700	254,000	231,500	186,800	154,700
16	319,500	260,800	237,700	191,600	159,400
17	328,300	266,500	243,900	196,200	164,000
18	336,400	272,700	250,100	200,800	168,600
19	344,100	278,900	256,300	205,400	173,200
20	351,800	285,000	262,400	210,000	177,800
21	359,500	290,400	268,500	214,500	182,000
22	366,700	295,800	274,600	219,000	186,200
23	373,100	301,200	279,900	223,500	190,200
24	378,600	306,600	285,200	228,000	194,100
25	383,400	312,000	289,100	232,300	197,500
26	388,200	316,800	292,300	236,500	200,800
27		320,800		239,700	204,100
28				242,800	207,400
29				245,800	209,900
30					212,300

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

号 俸	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
1	245,000	—	98,500	—
2	232,200	178,900	97,800	79,200
3	256,700	185,700	102,800	82,000
4	267,200	192,500	107,800	84,900
5	274,700	199,400	112,800	88,100
6	282,300	206,300	117,800	92,100
7	289,900	213,200	122,900	96,200
8	297,400	220,100	128,100	100,700
9	304,900	227,000	133,400	105,300
10	312,400	234,000	138,800	110,100
11	319,800	241,000	144,200	114,900
12	327,200	248,000	150,000	119,700
13	334,300	255,000	156,200	124,700
14	341,300	262,000	162,700	129,800
15	348,900	268,900	169,200	134,900
16	—	275,800	175,700	140,000
17	—	282,700	182,300	145,100
18	—	289,500	188,800	150,100
19	—	296,300	195,400	155,100
20	—	303,100	202,000	159,600
21	—	309,600	208,700	164,000
22	—	316,100	215,400	168,400
23	—	322,300	222,100	172,700
24	—	328,500	228,800	177,000
25	—	332,700	235,500	181,300
26	—	—	241,700	185,600
27	—	—	247,800	189,900
28	—	—	253,800	194,100
29	—	—	259,800	197,800
30	—	—	265,700	201,400
31	—	—	270,600	204,500
32	—	—	275,300	207,600
33	—	—	279,900	210,600
34	—	—	284,100	213,400
35	—	—	288,200	215,600
36	—	—	292,200	—
37	—	—	295,200	—

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

号 俸	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
1	242,000	—	84,900	—
2	248,800	152,100	89,100	79,200
3	255,600	158,700	93,500	82,000
4	262,500	165,400	97,800	84,900
5	269,400	172,100	102,800	88,100
6	276,200	178,900	107,800	92,100
7	282,900	185,500	112,800	96,200
8	289,600	192,200	117,800	100,700
9	295,700	198,900	122,900	105,300
10	301,800	205,500	128,100	110,000
11	307,600	212,000	133,400	114,700
12	313,400	218,400	138,800	119,400
13	318,200	224,800	144,200	124,100
14	323,000	231,300	150,000	128,800
15	327,100	237,800	156,200	133,500
16	—	244,200	162,700	138,100
17	—	250,600	169,200	142,700
18	—	257,000	175,700	147,200
19	—	263,300	182,200	151,600
20	—	269,500	188,600	155,900
21	—	275,700	195,000	160,200
22	—	281,400	201,400	164,100
23	—	286,500	207,600	168,000
24	—	291,500	213,800	171,500
25	—	295,900	219,600	174,900
26	—	299,600	225,400	177,800
27	—	302,600	231,200	180,900
28	—	306,600	236,800	183,500
29	—	309,600	242,100	185,800
30	—	—	247,300	188,000
31	—	—	252,400	190,100
32	—	—	257,300	—
33	—	—	261,900	—
34	—	—	266,500	—
35	—	—	270,700	—
36	—	—	274,400	—
37	—	—	278,100	—
38	—	—	281,500	—
39	—	—	284,100	—

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

「教育職俸給表(四)」

号俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
1	275,500	—	138,400	109,200	87,600
2	284,200	175,700	144,700	115,000	92,500
3	293,000	183,000	151,000	120,800	97,400
4	301,800	190,300	157,300	126,600	102,400
5	310,600	197,600	164,100	132,400	107,700
6	319,400	205,000	170,900	138,400	113,100
7	328,200	212,500	177,900	144,600	118,600
8	336,400	220,000	184,900	150,800	124,100
9	344,100	227,500	192,200	157,100	129,600
10	351,800	234,800	199,800	163,400	135,100
11	359,500	242,300	207,000	169,800	140,600
12	366,700	249,700	214,400	176,400	146,100
13	373,100	258,300	221,800	183,000	151,500
14	378,700	266,900	229,200	189,600	156,800
15	383,500	275,600	236,600	196,200	162,100
16	388,300	284,300	243,200	202,800	167,100
17	—	293,100	249,800	209,400	172,100
18	—	301,900	256,300	216,800	177,000
19	—	310,700	262,800	222,200	181,600
20	—	319,500	268,700	228,400	186,100
21	—	327,200	274,800	234,600	190,300
22	—	332,500	280,900	240,700	194,500
23	—	337,800	286,300	246,800	198,700
24	—	343,100	291,700	252,800	202,600
25	—	348,300	296,700	258,700	206,500
26	—	353,400	301,700	264,600	210,200
27	—	357,700	306,700	270,500	213,100
28	—	362,000	310,200	275,900	216,000
29	—	—	—	281,000	—
30	—	—	—	286,000	—
31	—	—	—	290,900	—
32	—	—	—	295,600	—
33	—	—	—	298,900	—

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表 (第六条関係)

号俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
1	—	—	90,700	79,500	—
2	—	—	95,100	82,500	72,900
3	—	—	100,000	85,900	76,000
4	200,800	143,300	105,500	89,300	77,200
5	209,000	150,300	111,000	92,800	79,500
6	217,700	157,300	116,500	97,300	82,400
7	226,400	164,400	122,000	102,000	85,600
8	235,100	171,500	127,700	106,900	88,800
9	244,500	178,600	133,600	112,200	91,300
10	253,900	185,600	139,500	117,600	93,800
11	263,300	192,500	145,400	123,000	96,300
12	272,800	199,300	151,300	128,300	98,800
13	282,500	206,100	157,000	133,600	101,200
14	292,000	212,300	162,600	138,900	103,600
15	301,500	218,500	168,200	143,900	106,000
16	311,000	224,400	173,700	148,300	108,300
17	320,500	229,700	179,200	152,700	—
18	330,000	234,600	184,500	157,100	—
19	339,400	239,500	189,800	161,300	—
20	348,900	244,300	195,100	165,500	—
21	356,800	249,100	200,400	169,700	—
22	362,600	253,900	205,600	173,800	—
23	368,400	258,700	210,800	177,200	—
24	373,400	263,500	215,200	180,600	—
25	378,400	267,800	219,600	183,300	—
26	382,600	272,100	222,800	185,900	—
27	—	275,600	226,000	—	—
28	—	—	229,200	—	—

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表(第六表関係)

イ 医療職俸給表(一)

号俸	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
1	255,000	194,500	169,300	116,400
2	263,700	203,100	177,800	123,300
3	272,400	211,700	186,000	130,200
4	281,100	220,300	194,500	137,100
5	289,800	228,900	203,000	145,000
6	298,300	237,600	211,500	153,100
7	306,800	246,300	220,000	161,200
8	315,000	255,000	228,500	169,300
9	323,200	263,700	237,100	177,400
10	331,400	272,400	245,700	185,500
11	339,600	281,100	253,900	193,600
12	347,700	289,800	262,100	200,200
13	355,700	298,300	270,100	206,700
14	363,700	306,800	278,100	213,300
15	371,400	315,000	286,100	219,800
16	379,100	323,200	294,100	226,400
17	386,800	331,400	302,100	232,900
18	394,300	339,600	310,100	239,400
19	398,100	347,700	318,300	245,800
20		355,700	326,300	252,100
21		363,700	334,300	258,400
22		371,400	342,300	264,700
23		379,100	350,300	271,000
24		386,800	358,300	277,300

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

号俸	特1等級	1 等級	特2等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
1	245,600	200,700	178,900	151,800	112,300	90,600	79,800	—
2	255,200	209,300	186,800	158,300	117,700	94,400	83,000	75,000
3	264,800	218,000	192,700	164,800	123,100	98,400	86,200	77,300
4	274,400	226,800	198,700	171,400	128,500	102,500	89,800	79,600
5	284,000	235,600	206,900	178,200	133,900	107,200	93,600	82,600
6	293,700	244,400	214,100	185,000	139,400	111,900	97,900	85,600
7	303,500	253,200	221,300	191,900	144,900	116,800	101,600	88,700
8	313,300	262,100	228,600	198,800	150,600	121,700	105,500	91,000
9	323,100	271,000	235,900	205,600	156,300	126,600	109,300	93,800
10	332,900	279,900	243,100	212,400	162,100	131,500	113,100	96,600
11	339,200	287,500	250,300	219,200	167,900	136,300	116,900	97,700
12	344,800	295,300	257,400	225,800	173,600	140,800	120,400	99,800
13	350,400	301,400	264,500	232,300	179,300	145,300	123,900	101,400
14	355,600	307,500	270,100	238,600	185,000	149,800	127,100	—
15	360,800	313,600	275,600	244,000	190,600	154,200	130,300	—
16	365,300	317,900	279,500	249,300	196,200	158,500	133,400	—
17		323,300	283,300	254,100	201,500	162,500	136,100	—
18				258,800	206,700	166,800	138,800	—
19				262,400	210,400	170,000	141,300	—
20				266,000	213,900	173,600	143,300	—
21					217,200	176,600	—	—
22					219,700	178,900	—	—
23					222,200	181,200	—	—
24					224,600	183,400	—	—

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十二年十二月二十一日 衆議院會議録第二号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

八、医療職俸給表(三)

號	特 1 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
1	175,300	136,800	117,200	88,800	77,900
2	181,700	142,000	121,900	92,600	80,600
3	188,100	147,300	126,700	96,600	83,300
4	194,600	152,700	131,500	100,600	86,000
5	201,400	158,200	136,400	104,600	88,300
6	208,300	163,300	141,300	108,700	92,600
7	215,300	169,400	146,200	112,800	96,500
8	222,300	175,000	151,100	117,000	100,500
9	229,300	180,600	156,000	121,200	104,500
10	236,400	186,200	160,800	125,400	108,500
11	243,500	191,800	165,800	129,600	112,500
12	250,600	197,400	170,800	133,800	116,500
13	257,600	203,000	175,800	138,000	120,400
14	264,600	208,600	180,800	142,100	124,200
15	271,600	214,200	185,300	146,200	128,000
16	277,800	219,800	190,800	150,300	131,800
17	284,000	225,400	195,900	154,400	135,600
18	289,800	231,000	201,000	158,500	139,400
19	295,600	236,600	206,100	162,600	143,100
20	299,400	242,100	210,900	166,600	146,800
21	303,100	247,300	215,700	170,600	150,500
22	306,800	251,200	220,400	174,600	154,100
23		255,200	224,300	178,600	157,300
24		259,200	228,200	182,600	160,500
25		262,400	231,900	186,600	163,700
26		265,600	234,900	190,500	166,700
27		268,300	237,900	194,400	169,600
28			240,400	198,300	172,500
29				201,900	174,700
30				204,300	

別表第八 指定職俸給表(第六條關係)

号	俸	俸 給 月 額
		円
1		354,000
2		390,000
3		434,000
4		480,000
5		518,000
6		557,000
7		605,000
8		653,000
9		697,000
10		745,000
11		788,000
12		810,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定(第十九条の二の規定)を除く。○及び附則第七項から第十二項までの規定

○は昭和五十二年四月一日から、改正後の法附則第七項く。○並びに改正後の地方自治法(昭和二十二年から第十一項までの規定

法律第六十七号)及び市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

(最高号俸等の切替え等)

2 昭和五十二年四月一日(以下「切替日」といふ。)の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の前日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

3 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。))において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。))の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給

月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

切替日前に職務の等級を異にして

員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

（住居手当に関する経過措置）

切替期間におい

の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のもそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続きいた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額

に達しないこととなる職員はこの法律の施行の日から昭和五十三年三月三十一日(同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

7 職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法(住居手当については、改正後の法第十一條の六又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律(次項及び附則第十項の規定を除く。)の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(地方自治法の一部改正)

9 地方自治法の一部を次のように改正する。
附則第六條の二を次のように改める。

第六條の二 地方公共団体は、当分の間、第二百四條に定めるもののほか、条例で、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に關する法律(昭和五十年法律第六十二号)第三條第二項の規定に基づく育児休業の許可を受けた職員に対し、育児休業給を支給することができる。

2 第二百四條第三項及び第二百六條の規定は、前項に規定する育児休業給について準用する。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

10 市町村立学校職員給与負担法の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 当分の間、第一條中「義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当、育児休業給」とする。

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案(第八十三回国会閣法第四号、參議院送付)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、人事院の昭和五十一年三月十一日付の「教員給与の改善について」及び「育児休業の許可を受けた女子教育公務員等に対する給付について」の二件の勧告並びに昭和五十二年八月九日付けの給与改定に關する勧告に基づいて、一般職の職員の給与改定等を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 全俸給表の全俸給月額を改め、四千円ないし七万円引き上げた額とする。

2 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員に対する支給月額の限度額を十五万円から十六万円に引き上げるとともに、医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける職員のうち、医学又は歯学に關する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を三万二千五百円から三万四千円に引き上げる。

3 扶養手当について、支給月額を配偶者は七千円から八千円に、配偶者以外の扶養親族のうち二人まではそれぞれ二千二百円から二千三百円(配偶者を欠く場合にあつては、そのうち一人は四千五百円から五千円)に引き上げる。

4 住居手当について、月額一万三千五百円(現行一万二千円)以下の家賃を支払っている職員に対する支給月額額は、家賃の月額から六千円(現行五千円)を控除した額とし、月額一万三千五百円を超える家賃を支払っている職員については、その超える額の二分の一を五千円(現行三千五百円)を限度として七千五百円(現行七千円)に加算した額に引き上げる。

5 通勤手当について、運賃等相当額の全額支給の限度額を月額一万二千五百円から一万四千円に、限度額を超える部分の二分の一を加算した額とする。

算の限度額を千五百円から二千円に引き上げるとともに、自転車等使用者に対する支給月額額を、自転車等の使用距離が片道十キロメートル未満の職員にあつては千七百円から二千円に、その他は三千円から三千四百円(調整手当非支給官署に勤務する職員で通勤が不便である者については、片道十キロメートル以上十五キロメートル未満の場合は三千三百円から三千八百円、片道十五キロメートル以上の場合は四千六百円から五千三百円)に引き上げる。

二 議案の可決理由

なお、交通機関と自転車等の併用者に対する支給月額も同様に引き上げる。

6 宿日直手当について、入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務に対する支給限度額を、勤務一回につき、一万円とする。

7 義務教育等教員特別手当について、支給月額の限度額を一万円から一万五千二百円に引き上げる。

8 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給限度額を月額一万八千円から一万九千六百円に引き上げる。

9 当分の間、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の職員に対し、育児休業期間中、育児休業給を支給することとし、その支給月額は、俸給(教職調整額を含む。)の月額に職員が所属する共済組合の掛金率を乗じて得た額とする。

以上のほか、この法律は、公布の日から施行し、宿日直手当改正部分を除き、育児休業給の支給に係る部分は昭和五十一年四月一日から、その他の改正部分は昭和五十二年四月一日から適用することとするほか、俸給表の改定等に伴う所要の措置並びに地方自治法等の一部改正について規定している。

人事院の勧告の趣旨にかんがみ、本案は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約千四百六十八億円で、右報告する。

昭和五十二年十二月二十一日
内閣委員長 正示啓次郎
衆議院議長 保利 茂殿

特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案(第八十三回国会内閣提出衆議院送付)
本院において継続審査をした右の案は本院において可決した。

昭和五十二年十二月二十一日
衆議院議長 保利 茂殿
參議院議長 安井 謙

特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律
特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「七十四万円」を「八十一万円」に改め、同條第三項中「百五万円」を「百十三万円」に改める。

第四條第二項中「一万八千円」を「一万九千六百円」に、「三万四千円」を「三万四千円」に改める。
第九條中「二万八千円」を「一万九千六百円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

昭和五十二年十二月十一日 衆議院會議録第二号 特別職の職員に給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第一(第三条関係)

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	一、五五〇、〇〇〇円
国務大臣	
会計検査院長	一、一三〇、〇〇〇円
人事院総裁	
内閣法制局長官	
公正取引委員会委員長	九五〇、〇〇〇円
宮内庁長官	
検査官(会計検査院長を除く。)	
人事院(人事院総裁を除く。)	
政務次官	八一〇、〇〇〇円
公害等調整委員会委員長	
内閣官房副長官	
総理府総務副長官	八〇〇、〇〇〇円
侍従長	
国家公安委員会委員	
公正取引委員会委員	
地方財政審議会会長	七八八、〇〇〇円
中央更生保護審査会委員長	
航空事故調査委員会委員長	
式部官長	
公害等調整委員会の常勤の委員	
社会保険審査会の委員長及び委員	
労働保険審査会委員	
公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員	
行政監理委員会委員	
地方財政審議会委員	
原子力委員会の常勤の委員	
公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員	六九七、〇〇〇円
中央更生保護審査会の常勤の委員	
科学技術会議の常勤の議員	
宇宙開発委員会の常勤の委員	
土地鑑定委員会の常勤の委員	
航空事故調査委員会の常勤の委員	

運輸審議会委員
東宮大夫

別表第二(第三条関係)

官 職 名	俸 給 月 額
大使	五号俸 九五〇、〇〇〇円 四号俸 八〇〇、〇〇〇円 三号俸 七八八、〇〇〇円 二号俸 六九七、〇〇〇円 一号俸 六二二、〇〇〇円
公使	四号俸 八〇〇、〇〇〇円 三号俸 七八八、〇〇〇円 二号俸 六九七、〇〇〇円 一号俸 六二二、〇〇〇円

別表第三(第三条関係)

官 職 名	俸 給 月 額
秘書官	八号俸 三〇八、〇〇〇円 七号俸 二八一、〇〇〇円 六号俸 二五四、五〇〇円 五号俸 二二八、〇〇〇円 四号俸 二〇四、〇〇〇円 三号俸 一八一、五〇〇円 二号俸 一六三、五〇〇円 一号俸 一五〇、〇〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員に給与に関する法律の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

2 特別職の職員が、改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて、昭和五十二年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の特別職の職員に給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

特別職の職員に給与に関する法律の一部を改正する法律案(第八十三回国会閣法第五号、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員についてもその俸給月額改定等を行い、昭和五十二年四月一日から実施しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 内閣総理大臣等の俸給月額を次のように引き上げる。(カッコ内は現行)

内閣総理大臣

百五十五万円(百四十五万円)

國務大臣等

百十三万円(百五万円)

内閣法制局長官等

政務次官等

九十五万円(八十八万円)

内閣官房副長官等

八十一万円(七十四万円)

国家公安委員会委員等

公署等調整委員会の常勤の委員等

七十八万八千円(七十一万八千円)

六十九万七千円(六十三万七千円)

2 大使及び公使の俸給月額については、國務大臣と同額の俸給を受ける大使の俸給月額は百十三万円に、大使五号俸は八十八万円から九十五万円にそれぞれ引き上げ、大使及び公使の四号俸以下は一般職の職員に指定職俸給表の改定に準じ、七十三万円ないし五十七万七千円から八十万円ないし六十二万二千円に引き上げる。

3 秘書官の俸給月額を、一般職の職員の給与改定に準じ二十八万七千五百円(八号俸)ないし十四万円(一号俸)から三十万八千円(八号俸)ないし十五万円(一号俸)に引き上げる。

4 常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を、日額三万三千円から三万四千円に引き上げる。

5 非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を、日額一万八千円から一万九千六百円に引き上げる。

二 議案の可決理由

本案は、一般職の職員の給与改定の実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約三億円である。右報告する。

昭和五十二年十二月二十一日

内閣委員長 正示啓次郎

衆議院議長 保利 茂殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(第八十三回国会内閣提出衆議院送付)

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条の四により送付する。

昭和五十二年十二月二十一日

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 保利 茂殿

(小字及び一は修正)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「四千五百円」を「四千八百二十円」に改める。

第二十五条第二項中「四万五千七百円」を「四万八千六百円」に改める。

附則第十六項を附則第十七項とし、附則第十五項の次に次の一項を加える。

16 当分の間、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第三条第二項の規定に基づく育児休業の許可を受けた職員には、一般職の国家公務員の例により、育児休業給付を支給する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四系一階六系関係)

号 俸	指 定 職	■ 薪 給 表				4 等 級
		1 等 級	2 等 級	3 等 級		
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	
1	円 354,000	円 276,400	円 213,200	円 —	円 134,200	
2	390,000	288,600	222,100	189,200	140,100	
3	434,000	300,800	231,200	196,700	146,100	
4	480,000	313,200	240,700	204,300	152,500	
5	518,000	325,500	250,200	211,900	160,100	
6	557,000	337,700	259,700	219,600	166,900	
7	605,000	349,900	269,300	227,500	173,800	
8	653,000	362,200	278,900	235,400	180,700	
9	697,000	374,500	288,500	243,300	187,700	
10	745,000	386,800	298,000	251,400	194,800	
11	788,000	398,900	307,100	259,400	202,200	
		402,600	316,100	267,300	209,700	
		409,300	324,700	275,200	217,300	
		415,400	331,400	283,000	224,300	
		420,700	338,100	290,800	232,400	
			342,900	297,000	239,900	
				303,100	247,300	
				307,300	254,400	
					261,500	
					267,100	
					272,600	
					276,500	

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係)

階級 号	陸海空	將 補		陸海空		1等陸佐		2等陸佐		3等陸佐		1等陸尉		2等陸尉		3等陸尉		准陸尉		1等陸曹		2等陸曹		3等陸曹		陸士長		1等陸士		2等陸士		3等陸士	
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	
1	陸海空	354,000	297,700	258,100	221,100	190,800	188,300	164,800	135,700	129,200	123,500	118,600	106,900	101,800	94,600	90,700	83,700	80,500															
2	陸海空	380,000	310,300	267,900	228,900	197,800	190,100	168,000	147,800	132,300	129,300	124,400	112,800	106,400	98,200	94,300																	
3	陸海空	434,000	322,900	277,800	238,200	205,500	190,100	168,000	147,800	135,200	130,300	130,300	118,600	112,100	101,900	97,800																	
4	陸海空	480,000	335,600	287,700	247,900	213,300	197,100	174,700	154,000	141,000	141,000	136,100	124,400	117,700	106,000	101,300																	
5	陸海空	518,000	348,200	297,500	257,700	221,100	204,700	181,400	160,200	146,800	146,800	141,900	130,300	123,200	110,700																		
6	陸海空	557,000	360,800	307,600	267,500	228,900	212,400	188,100	166,400	152,500	152,500	147,600	136,100	128,700	115,300																		
7	陸海空	605,000	373,500	317,400	277,400	237,000	220,100	194,800	172,700	158,300	158,300	153,400	141,900	134,100	119,900																		
8	陸海空	653,000	386,100	327,300	287,200	245,000	227,800	201,500	178,900	164,200	164,200	159,300	147,800	139,500	124,400																		
9	陸海空	697,000	398,800	336,600	296,900	253,200	235,500	208,200	185,100	169,900	169,900	164,900	153,400	144,900	128,300																		
10	陸海空	745,000	408,100	343,900	306,400	261,400	243,200	214,900	191,400	175,700	175,700	170,500	159,300	150,300																			
11	陸海空	788,000	415,000	351,300	315,600	269,500	250,900	221,800	197,800	181,500	181,500	176,300	164,900	155,400																			
12	陸海空		421,900	358,700	324,500	277,800	258,500	228,900	204,000	187,300	187,300	182,000	170,500	160,500																			
13	陸海空			366,000	338,100	286,100	266,000	228,100	210,400	193,200	193,200	187,700	176,100	165,600																			
14	陸海空			372,800	339,800	294,400	273,500	242,600	216,700	199,000	199,000	193,500	181,500	170,600																			
15	陸海空			377,500	346,400	302,400	280,900	249,100	222,700	205,000	204,200	199,300	186,900	175,100																			
16	陸海空			382,600	351,400	310,500	288,200	255,300	228,600	210,800	210,000	205,000	189,300	179,500																			
17	陸海空				356,400	318,400	283,700	261,100	234,500	216,800	216,000	210,800	197,700	184,000																			
18	陸海空				361,400	325,100	298,200	266,400	240,300	222,800	222,000	216,700	207,500	193,000																			
19	陸海空				331,700	304,200	304,200	271,700	246,000	227,800	227,700	227,900	222,500	207,500	193,000																		
20	陸海空				336,700	309,200	309,200	277,000	251,500	234,600	234,600	233,800	228,300	212,400																			
21	陸海空				341,700	314,200	314,200	282,300	256,600	240,800	240,800	239,500	234,000	217,200																			
22	陸海空				346,700	319,200	319,200	287,300	261,700	245,800	245,800	245,000	239,500	222,000																			
23	陸海空					266,700	241,000	226,700	221,700	216,700	216,700	211,700	202,500	193,000																			
24	陸海空					261,000	246,000	221,700	216,700	211,700	211,700	206,700	202,500	193,000																			
25	陸海空					256,000	241,000	226,000	221,700	216,700	216,700	211,700	202,500	193,000																			
26	陸海空					251,000	246,000	221,700	216,700	211,700	211,700	206,700	202,500	193,000																			

備考 この表の陸尉、海尉及び空尉の「欄」に定める額の俸給を支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

附 則

1 (施行期日等)

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

2 (俸給の切替え)

昭和五十二年四月一日(以下「切替日」という。)における職員給与額は、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

3 (旧俸給月額を受けていた期間の通算)

前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五項第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第 号。以下「一般職給与改正法」という。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和五十二年法律第九十五号。以下「改正後の一般職給与法」という。)

第八項第六項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

4 (最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間(以下「切替期間」という。)において、この法律

5 (切替期間に異動した職員の俸給月額等)

切替日からこの法律の施行の日までの期間(以下「切替期間」という。)において、この法律

律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職給与改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の一般職給与法」という。)

別表第一、別表第二若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

6 (切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

7 (旧俸給月額等の基礎)

附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

8 (住居手当に関する経過措置)

切替期間において、旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定により準用する改正前の一般職給与法第十二条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれ

の支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続きいた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定により準用する改正前の一般職給与法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十四条第二項の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和五十二年三月三十一日(同日前に政令で定める事由が生じた職員にあつては、政令で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

9 (給与の内払)

職員が旧法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、新法(住居手当については、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十四条第二項の六又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

10 (政令への委任)

附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(第八十三回国会法律第六号、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般職の職員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額の改定等を行うものである。その要旨は次のとおりである。

1 参事官等及び自衛官の俸給月額を、一般職の職員の例に準じて改定する。

2 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当の月額を、四万五千七百円から四万八

千六百円に引き上げる。

3 営外居住者に対する営外手当の月額を、四千五百円から四千八百二十円に引き上げる。

4 当分の間、医療施設に勤務する看護婦等に対し、一般職の職員の例により、育児休業給を支給する。

以上のほか、この法律は、公布の日から施行し、育児休業給の支給に係る部分は昭和五十二年四月一日から、その他の改正部分は昭和五十二年四月一日から適用することとする。

二 議案の可決理由

本案は、防衛庁職員の給与が一般職の職員の給与との権衡を考慮して定められている実情にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約五百九十九億円である。

右報告する。

昭和五十二年十二月二十一日

衆議院議長 保利 茂殿

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 保利 茂殿

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 保利 茂殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正

する法律案（第八十三回国会閣法第七号、

参議院送付) に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給に、その他の裁判官の報酬については、これに対応する一般職の職員の俸給に、おおむね準じて、それぞれを増額する。

2 右の改正は、昭和五十二年四月一日にさかのぼつて適用する。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員との給与の改善に伴い、裁判官の報酬についても改善の措置を講じようとするもので、妥当なもの認め、これを

可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、十六億四千五百万

円である。

右報告する。

昭和五十二年十二月三十一日

法務委員長 上村千一郎

衆議院議長 保利 茂殿

戊殿

檢察官の傳給等に関する法律の一部を改正する法律案（第八十三回国会内閣提出衆議院送付）

本院において継続審査をした右の案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条の四により送付する。

昭和五十二年十二月二十一日

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 保利 茂殿

戊殿

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。
第九条中「四十万円」を「四十三万四千円」に改める。
別表を次のように改める。
別表（第二条関係）

区		俸給月額	
検事総長	一、一三〇、〇〇〇円		
次長	八一〇、〇〇〇円		
東京高等検察庁検事長	八八〇、〇〇〇円		
その他の検事長	八一〇、〇〇〇円		
一 号	七八八、〇〇〇円		
二 号	六九七、〇〇〇円		
三 号	六五三、〇〇〇円		
四 号	五五七、〇〇〇円		
五 号	四八〇、〇〇〇円		
六 号	四三四、〇〇〇円		
七 号	三九〇、〇〇〇円		
八 号	三五四、〇〇〇円		
九 号	二八五、九〇〇円		
十 号	二五六、八〇〇円		
十一 号	二三七、三〇〇円		
十二 号	二一九、〇〇〇円		
十三 号	二〇一、九〇〇円		
十四 号	一九〇、一〇〇円		
十五 号	一七六、八〇〇円		
十六 号	一六八、九〇〇円		
十七 号	一五二、四〇〇円		

昭和五十二年十二月二十一日 衆議院會議録第二号 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

副
検
事

十八号	一四五、六〇〇円
十九号	一三六、二〇〇円
二十号	一三〇、六〇〇円
一号	三九〇、〇〇〇円
二号	三〇一、一〇〇円
三号	二八五、九〇〇円
四号	二五六、八〇〇円
五号	二三七、三〇〇円
六号	二一九、〇〇〇円
七号	二〇一、九〇〇円
八号	一九〇、一〇〇円
九号	一七六、八〇〇円
十号	一六八、九〇〇円
十一号	一五二、四〇〇円
十二号	一四五、六〇〇円
十三号	一三六、二〇〇円
十四号	一三〇、六〇〇円
十五号	一二二、〇〇〇円
十六号	一一五、二〇〇円

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。
- 2 検察官が昭和五十二年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

一 議案の要旨及び目的

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（第八十三回国会閣法第八号、参議院送付）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、檢察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する國務大臣その他の特

別職の職員の俸給に、その他の検査官の俸給については、これに対応する一般職の職員の俸給に、おおむね準じて、それぞれこれを増額する。

2 右の改正は、昭和五十二年四月一日にさかのぼつて適用する。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員との給与の改善に伴い、檢察官の俸給についても改善の措置を講じようとするもので、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、十一億五千八百万円である。

右報告する。

昭和五十二年十二月二十一日

法務委員長 上村千一郎

衆議院議長 保利 茂殿

定價 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大藏省印刷局
電話 東京 五八二 四四一一(大代) 107